

新潟県原子力発電施設周辺地域企業立地支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、原子力発電施設周辺地域において行われる企業立地が一定の条件を満たすときは、企業の電気使用料に対し予算の範囲内において給付金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 所在市町村

原子力発電施設が設置されている柏崎市、刈羽村をいう。

(2) 隣接市町村

所在市町村に隣接または隣々接する長岡市、上越市、出雲崎町をいう。

(3) 特定地域

別表1に掲げる地域をいう。

(4) 企業立地

事業者が行う、その事業の用に供する工場若しくは事業場又は事業の用に供する設備（以下「事業所等」という。）の新增設のうち、次に掲げる要件のすべてを満たすものであって、当該新增設が行われる区域の所在市町村又は隣接市町村の長が推薦したものをいう。

ア 事業所等の新增設に伴い、契約電力が増加していること。

イ 雇用創出効果が3人以上であること。

ウ 当該市町村の区域内における企業間の競争に悪影響を及ぼすおそれのないこと。

エ 公の秩序の維持又は善良の風俗の保持を妨げるおそれのないこと。

オ 次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること。

(ア) 製造業に属する事業

(イ) 県又は当該市町村において、特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等（条例又は規則等により県又は当該市町村における支出の増加若しくは収入の減少を伴うもの又は県又は当該市町村が金銭の貸付けを行うものに限る。ウにおいて同じ。）が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業

(ウ) 県又は当該市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により県又は当該市町村からの金銭的な支援を受けているもの。

(5) 立地日

次に掲げるいずれかの日とする。

ア 小売電気事業者等（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者、同項第9号に規定する一般送配電事業者、同法第27条の19第1項に規定する登録特定送配電事業者又は当該小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者が行う電気の需給契約の締結の取次ぎを業として行う者をいう。以下同じ。）と新たに

需給契約を締結する場合にあっては、電気の供給を受けた最初の日（当該企業の立地に際し、本格稼働前の試運転が行われた場合にあっては、当該試運転が行われたと認められる期間の末日の翌日とする。以下同じ。）

- イ 小売電気事業者等と新たに需給契約を締結しない場合にあっては、次のいずれかの日
 - （ア）契約電力変更の申込みを行った場合にあっては、契約の変更の日
 - （イ）デマンド契約（最大需要電力に応じて契約電力が変動する契約をいう。以下同じ。）を結んでいる場合にあっては、直前の計量日

（６）特例増設

事業者が立地日の後に行う、事業所等の増設のうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。
ただし、１事業所等につき２度の増設に限る。

- ア 事業所等の増設に伴い、契約電力が増加していること。
- イ 雇用創出効果が３人以上であること。
- ウ 増設に伴い取得した地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 341 条第 1 号に規定する固定資産の価額（以下「投資額」という。）の総額が次に掲げる金額以上であること。
 - （ア）当該増設が所在市町村において行われる場合にあっては、250 万円
 - （イ）当該増設が特定地域である隣接市町村において行われる場合にあっては、500 万円
- エ 次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること。
 - （ア）製造業に属する事業
 - （イ）県又は当該市町村において、特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等（条例又は規則等により県又は当該市町村における支出の増加若しくは収入の減少を伴うもの又は県又は当該市町村が金銭の貸付けを行うものに限る。ウにおいて同じ。）が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業
 - （ウ）県又は当該市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により県又は当該市町村からの金銭的な支援を受けているもの。

（７）特例増設日

特例増設する場合であって、次に掲げる日をいう。

- ア 契約電力変更の申込みを行った場合にあっては、契約の変更に伴い契約電力が増加した日
- イ デマンド契約を結んでいる場合にあっては、直前の計量日

（８）雇用創出効果

交付の申請が行われた日が属する半期（毎年４月１日から６月ごとの期間をいう。以下同じ。）の前の半期の最後の日（以下「半期末日」という。）において、申請を行った事業者が事業所等の所在する市町村内において雇用している雇用者の人数（雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 60 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する一般被保険者の人数をいう。ただし、当該事業所等が所在市町村又は隣接市町村から他の隣接市町村に移転する場合においては、旧事業所等において雇用していた雇用者の人数を除く。）から次に掲げるいずれかの雇用者の人数を控除して得た人数をいう。

- ア 立地日の属する半期の翌半期開始日以降 8 年を超えない期間 立地日の 1 年前の日が属する半期末日の雇用者の人数

イ 立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を経過した後の期間 特例増設日の1年前の日が属する半期末日の雇用者の人数及び立地日（2回目の特例増設が行われている場合においては、1回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日から当該特例増設日が属する半期の前の半期までの期間（給付金が交付されていない期間を除く。）の各半期末日の雇用者の人数の中で最も多い雇用者の人数。ただし、立地日（2回目の特例増設が行われている場合においては、1回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日以降13年を経過した後の申請においては、当該特例増設の1年前の日が属する半期末日の雇用者の人数

（給付金の交付の対象）

第3 給付金の交付の対象は、所在市町村又は特定地域である隣接市町村において行われている事業であって雇用創出効果が3人以上であるものとする。ただし、事業者が次の各号に掲げる事業を行う場合には、当該事業は交付の対象としない。

- （1）指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）として行う公の施設の管理を行う事業
- （2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特殊遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業

2 前項の規定にかかわらず、事業者が次のいずれかに該当するときは、当該事業者が行う事業は交付の対象としない。

- （1）暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において「暴力団」という。）であると認められるとき
- （2）その役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合にはその代表者又はその理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員（新潟県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき
- （3）暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
- （4）その役員等が自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき
- （5）その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき
- （6）その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき

（電力給付金の額の算定）

第4 一の事業者に対する一の半期における電力給付金の額は、次に掲げる算式により算定して得た金額とする。

$$(a - \alpha) \times b \times c$$

aは、別表2の第1欄に掲げる金額に応じ、第2欄に掲げる金額（特定地域ではない隣接市町村の区域内において行われる企業立地に対する交付については、第3欄に掲げる金額。以下同じ。）

とする（以下同じ。）。

ｂは、交付の申請日の属する半期の前の半期（立地日又は特例増設日の属する半期である場合にあっては、当該半期のうち当該立地日又は特例増設日以降の期間）の企業の契約電力（小売電気事業者等との電気の需給契約に基づく契約電力をいう。以下同じ。）の平均契約電力（以下「平均契約電力」という。）から次に掲げる平均契約電力を差し引いて算定される増加契約電力（契約電力が別表３の第１欄に掲げる雇用創出効果に応じた第２欄に掲げる契約電力を超える場合にあっては、第２欄に掲げる数とする。）とする（以下同じ。）。

ア 当該企業立地に係る立地日の属する半期の翌半期開始日以降８年を超えない期間 立地日の属する月の前１年間の平均契約電力

イ 立地日の属する半期の翌半期開始日以降８年を経過した後の期間 特例増設日の属する月の前１年間の平均契約電力及び立地日（２回目の特例増設が行われている場合においては、１回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日から当該特例増設日が属する半期の前の半期までの期間（給付金が交付されていない期間を除く。）の各半期の平均契約電力の中で最も大きい平均契約電力。ただし、立地日（２回目の特例増設が行われている場合においては、１回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日以降１３年を経過した後の申請においては、当該特例増設日の属する月の前１年間の平均契約電力

ｃは、一の半期における実支払電気料金の支払回数（以下「電気料金支払月数」という。）とする（以下同じ。）。

αは、電源立地地域対策交付金交付規則（平成２８年文部科学省・経済産業省告示第２号）第９条の規定により求められる金額とする（以下同じ。）。

（特例給付金の対象）

第５ 特例給付金の交付の対象は電力給付金の交付の対象であって、立地日又は特例増設日が平成２０年４月１日以降のものであり、次の各号に掲げる場合に該当するものとする。

（１）立地日及び特例増設日の属する半期（特に認める場合にあっては、この限りではない。）の投資額が次の各号に掲げる金額以上であること。

ア 当該投資が所在市町村において行われる場合にあっては、５００万円（増設の場合にあっては、２５０万円）

イ 当該投資が特定地域である隣接市町村において行われる場合にあっては、１、０００万円（増設の場合にあっては、５００万円）

（２）次に掲げるいずれかの事業を主たる事業として営むものであること。

ア 製造業に属する事業

イ 県又は当該市町村において、特定の業種に属する事業に係る企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等（条例又は規則等により県又は当該市町村における支出の増加若しくは収入の減少を伴うもの又は県又は当該市町村が金銭の貸付けを行うものに限る。ウにおいて同じ。）が定められている場合にあっては、当該特定の業種に属する事業

ウ 県又は当該市町村の企業立地の促進等を目的とした条例又は規則等により県又は当該市町村からの金銭的な支援を受けているもの。

(特例給付金の算定)

第6 一の事業者に対する一の半期における特例給付金の額は、次に掲げる算式により算定して得た金額とする。

$$d \times e$$

dは、別表4の第1欄に掲げる地域に応じて、第2欄に掲げる金額とする。

eは、雇用創出効果とする。

(交付額)

第7 一の事業者に対する一の半期における給付金の交付額は、次の各号に掲げる金額（千円未満の端数が生じたときは、千円未満を切り捨てるものとする。）のうち最も額の小さいものとする。ただし、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業実施要領（平成20年4月1日付け平成20・03・28資庁第10号）第9条第2項の規定に該当する場合は、この限りではない。

(1) 電力給付金の算定額に特例給付金の算定額を加えた金額

(2) 次に掲げる算式により算定して得た金額

$$f \times g - (b' \times \alpha \times c)$$

fは、当該半期における実支払電気料金（別表2の注1において算定される額）

gは別表5の第1欄に掲げる地域に応じた第2欄の係数

b'は、交付の申請日の属する半期の前の半期（立地日又は特例増設日の属する半期である場合にあっては、当該半期のうち当該立地日又は特例増設日以降の期間）の平均契約電力から次に掲げる平均契約電力を差し引いて算定される増加契約電力とする。

ア 当該企業立地に係る立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を超えない期間 立地日の属する月の前1年間の平均契約電力

イ 立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を経過した後の期間 特例増設日の属する月の前1年間の平均契約電力及び立地日（2回目の特例増設が行われている場合においては、1回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日から当該特例増設日が属する半期の前の半期までの期間（給付金が交付されていない期間を除く。）の各半期の平均契約電力の中で最も大きい平均契約電力。ただし、立地日（2回目の特例増設が行われている場合においては、1回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日以降13年間を経過した後の申請においては、当該特例増設日の属する月の前1年間の平均契約電力

(3) 次に掲げる算式により算定して得た金額

$$b \times (a \times h - \alpha) \times c$$

hは、別表6の第1欄に掲げる地域に応じ、第2欄に掲げる係数とする。

(交付の特例)

第8 二以上の中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）が共同して行う企業立地（当該中小企業者の雇用創出効果が各々3人未満である場合に限る。）であって、雇用創出効果の合計が3人以上20人未満であるときは、当該一の中小企業に対する一の半期における給付金の額は、前条の規定により算定して得た金額とする。この場合において、第4に規定する契約電力は1,500kWを限度とする。

- 2 二以上の事業者が同一の工業団地内、敷地内又は事業所等内において行う企業立地（雇用創出効果の合計が3人以上である場合に限る。）の場合であって、当該事業者が共同して電気の供給を受けるため小売電気事業者等との電気の需給契約を締結する場合にあっては、当該電気の需給契約を締結する者に対する一の半期における給付金の額は、前条の規定により算定して得た金額とする。この場合において、第4に規定するbは、共同して電気の供給を受けた契約電力とする。

（給付金の交付の期間等）

第9 一の事業者に対する給付金の交付期間は、立地日又は特例増設日の属する半期の翌半期の開始日以降8年を超えない期間とする。

- 2 知事は、前項の規定による給付金の交付期間のうち、給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の一の半期における交付要件の内容が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該期の給付金の交付を行わない。

- （1）雇用創出効果が3人未満に減少したとき。なお、二以上の中小企業者による共同申請の場合は、雇用創出効果の合計が3人未満に減少したとき、又は一の申請者の雇用創出効果が0人になったとき。
- （2）新設後の契約電力が0kWに減少したとき。
- （3）増設後の契約電力が既設部分の契約電力以下に減少したとき。
- （4）増設後の電気料金が既設部分の電気料金以下に減少したとき。

（給付金の交付の申請）

第10 申請者は、交付申請に必要な要件に適合することを確認した上で、給付金の交付期間中は、半期に1回、別記第1号様式による給付金交付申請書兼実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、企業立地又は特例増設の初回の申請は、立地日又は特例増設日の属する半期の翌半期又は翌々半期に行われるものとする。

- 2 申請者は、前項の給付金の交付申請にあたって、当該給付金に係る消費税額及び地方消費税額、遅収料金又は違約金を減額して交付申請しなければならない。

（給付金の交付の決定）

第11 知事は、前条の給付金の交付申請書兼実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、給付金を交付すべきと認めたときは、予算の範囲内において給付金の交付決定及び額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第12 申請者は、給付金の交付決定の通知を受けた場合において、当該交付決定の内容に不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から7日以内に別記第2号様式による給付金交付申請取下げ書を知事に提出しなければならない。

（給付金の支払請求）

第13 給付金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第11の規定により確定した給付金額について、別記第3号様式による給付金支払請求書を知事に提出しなければならない。

ない。

(給付金の支払)

第 14 知事は、補助事業者から前条の給付金支払請求書の提出があった後、補助事業者に給付金を支払うものとする。

(交付決定の取消等)

第 15 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、給付金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が規則又はこの要綱に基づく知事の指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が交付要件に関して不正、怠慢その他不適正な行為をした場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更等により補助事業者に対して給付金の交付を継続する必要がなくなった場合。

2 知事は、前項各号に掲げる事由に該当すると認められる場合において給付金の交付決定の取消をしたときは、補助事業者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第 16 知事は、前条の規定により給付金の交付決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、既に給付金が交付されているときは、補助事業者に期限を定めて、その返還を求めるものとする。

2 補助事業者は、前項の給付金の返還を求められた場合は、返還期限までに給付金の返還を行わなければならない。

(加算金及び延滞金)

第 17 補助事業者は、前条第 1 項の給付金の返還を命ぜられたときは、第 15 条第 1 項第 3 号に規定する場合を除き、その命令に係る給付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該給付金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第 1 項の給付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(給付金の経理)

第 18 給付金の交付を受けた者は、給付金の経理について給付金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を給付金の交付を受けることが終了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

2 給付金の交付を受けた者は、知事又は知事の委任を受けた審査機関の検査がある場合は受認しなければならない。

(細則への委任)

第 19 この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 14 年 10 月 1 日から施行し、平成 13 年 10 月 1 日以降に支払われた電気料金について適用する。
- 2 平成 14 年度予算に係る給付金の交付の申請については、第 8 第 2 項中「毎年 5 月中旬」、「毎年 11 月中旬」とあるのは、「平成 14 年 12 月 6 日」とする。
- 3 改正後の要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、平成 15 年 10 月 1 日以降に支払われた電気料金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 12 月 9 日から施行し、平成 17 年度予算から適用する。
- 2 平成 17 年度予算に係る補助金の交付の申請については、第 8 第 2 項中「毎年 5 月中旬」、「毎年 11 月中旬」とあるのは、「平成 18 年 1 月下旬」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 9 月 20 日から施行し、平成 19 年度予算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 11 月 17 日から施行し、平成 20 年度予算から適用する。
- 2 改正後の要綱の規定は、立地日及び特例増設日が平成 20 年度以降の申請について適用し、立地日が平成 19 年度以前の申請は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 10 月 5 日から施行し、平成 23 年度予算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行し、平成 25 年度予算から適用する。
- 2 改正後の要綱の規定は、立地日及び特例増設日が平成 25 年度以降の申請について適用し、立地日が平成 24 年度以前の申請は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 8 月 28 日から施行し、平成 27 年度予算から適用する。
- 2 改正後の要綱第 2（4）の規定は、立地日が平成 27 年 10 月 1 日以後である事業について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 7 月 4 日から施行し、平成 28 年度予算から適用する。
- 2 改正後の要綱の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以降の電気の需給契約から適用し、平成 28 年 3 月 31 日以前の電気の需給契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月30日から施行し、令和3年度予算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月31日から施行し、令和5年度予算から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年12月22日から施行し、令和5年度予算から適用する。
- 2 令和5年度下半期の交付の申請に係る給付金の交付額については、第7第1項ただし書の規定は、適用しない。

(別表1)

特 定 地 域
旧柏崎市、刈羽村、旧西山町、旧高柳町、旧長岡市、旧越路町 旧小国町、旧出雲崎町、旧大島村、旧柿崎町、旧吉川町

(平成16年12月31日現在における各市町村をいう。)

(別表2)

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
～1,500 円未満	600 円	300 円
1,500 円以上 1,600 円未満	640 円	320 円
1,600 円以上 1,700 円未満	680 円	340 円
1,700 円以上 1,800 円未満	720 円	360 円
1,800 円以上 1,900 円未満	760 円	380 円
以降 100 円刻み	以降 40 円刻み	以降 20 円刻み

第1欄の金額：一の半期における実支払電気料金÷（契約電力×電気料金支払月数）

注1 一の半期における実支払電気料金とは、交付の申請が行われた日の属する半期の前の半期（立地日又は特例増設日の属する半期である場合にあっては、当該半期のうち当該立地日又は特例増設日以降の期間）の企業の実支払電力料金（小売電気事業者等との電気の需給契約に基づく支払電気料金をいう。）から次に掲げる支払電気料金を差し引いて算定される額とする。

ア 立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を超えない期間 立地日の前1年間の平均支払電気料金に電気料金支払月数を乗じて得た額

イ 立地日の属する半期の翌半期開始日以降8年を経過した後の期間 特例増設日の前1年間の平均支払電気料金に電気料金支払月数を乗じて得た額及び立地日（2回目の特例増設が行われている場合においては、1回目の特例増設日）の属する半期の翌半期開始日から当該特例増設日が属する半期の前の半期までの期間（給付金が交付され

ていない期間を除く。)の各半期の実支払電気料金の中で最も金額の大きい支払電気料金の額。ただし、立地日(2回目の特例増設が行われている場合においては、1回目の特例増設日)の属する半期の翌半期開始日以降13年間を経過した後の申請においては、当該特例増設日の前1年間の平均支払電気料金に電気料金支払月数を乗じて得た額

- 2 最初の給付金の交付に係る実支払電気料金及び電気料金支払月数は、小売電気事業者等との電気の需給契約に基づき電気の供給を受けた最初の日の属する月の翌月以降、当該月の属する半期の最後の月までの間に支払われた電気料金の金額及び支払回数とする。

(別表3)

第 1 欄	第 2 欄
3人以上20人未満	1,500KW
20人以上	2,500KW

(別表4)

第 1 欄	第 2 欄
所在市町村	300 千円
特定地域である隣接市町村	150 千円

(別表5)

第 1 欄	第 2 欄
所在市町村	1
特定地域である隣接市町村	0.75
特定地域ではない隣接市町村	0.5

(別表6)

第 1 欄	第 2 欄
所在市町村	2
特定地域である隣接市町村	1.5
特定地域ではない隣接市町村	2